

平成30年7月豪雨による被害情報(第16報)

※これは速報値であり、数値等は今後も変わることがある。
※下線部は、前回からの変更箇所。

1. 文部科学省関係の被害情報(7月27日14時00分時点)

(1) 物的被害

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・ 体育・ 文化施設等 (施設)	文化財(件)	独立行政法人 等 (施設)	計						
北海道	1	10		5			16						
茨城県					1		1						
富山県		1					1						
石川県					2		2						
岐阜県	2	10		7	2		21						
静岡県					1		1						
愛知県					1		1						
三重県					1		1						
滋賀県	1				4		5						
京都府	2	75	6	17	14		114						
大阪府	3	2	83		5		93						
兵庫県	1	7	12	9	12		41						
奈良県	2	2					4						
和歌山县	2	1	1	3	5		12						
鳥取県	2				7		9						
島根県	1	2					3						
岡山県	3	82	9	49	17		160						
広島県	2	69	33	<u>32</u>	21	1	<u>158</u>						
山口県	2	13	6	1	11		33						
徳島県					1		1						
香川県	1	1	1	3	5		11						
愛媛県	2	61	5	25	18	1	112						
高知県	1	13		1	2		17						
福岡県	3	35	6	5	23	2	74						
佐賀県	1	27		5	6		39						
長崎県	2	11	6	2	19		40						
熊本県		4	1	1	7		13						
大分県		3		1	10		14						
宮崎県	2		1	1			4						
鹿児島県	1				1		2						
沖縄県	1	12		3	1		17						
計	38	441	170	<u>170</u>	197	4	1020						
31道府県	大学 高専 共同	27 10 1	幼 小 中 義務 高 中等 特別 ほか	13 170 95 2 124 1 29 7	幼 小 中 高 大学 短大 専各 ほか	45 8 19 41 20 6 29 2	社教 青少 社体 文化	78 1 <u>49</u> 42	国宝(建) 重文(建) 登録(建)	2 34 21	独法	4	
									特史 史跡 特名 名勝 特天 天然 景観 登録(記) 伝建	11 87 1 17 1 7 3 1 12			

・主な被害状況:床上浸水、法面崩落、校舎等の屋根・ガラス等の破損 等

(2) 人的被害

- ・現在のところ、児童生徒の学校管理下における被害情報なし。
- ・この他、教育委員会から報告があった被害情報は以下のとおり。
 - ・岡山県：私立専修学校の生徒1名が土砂崩れにより軽傷。
 - ・広島県：公立小学校の児童1名が負傷。
 - 公立小学校の児童3名が死亡。
 - 公立小学校の教職員1名が避難中に転倒し軽傷。
 - 公立中学校の生徒2名が死亡。
 - 公立高等学校の生徒1名が死亡。
 - ・愛媛県：公立小学校の児童3名が自宅で被災し、搬送された病院で死亡確認。
 - 公立高等学校の生徒3名が被災し軽傷。
 - 公立高等学校の教職員1名が自宅の倒壊により軽傷。
 - ・福岡県：公立中学校の教職員1名が通勤途中に道路の崩落に巻き込まれ軽傷。

(3) 臨時休校 ※7月27日の状況

- ・公立学校においては、臨時休校なし。
- ・国立学校1校、私立学校1校が臨時休校。(7月30日再開予定)

(4) 避難所となっている学校等 ※7月27日の状況

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・ 体育・ 文化施設等 (施設)	文化財(件)	独立行政法人 等 (施設)	計
岡山県		16		10			26
広島県		9		4			13
愛媛県		5		11			16
高知県				1			1
計		30		26			56
4県		小 中	26 4	社教	26		

2. 文部科学省等の対応

<文部科学省>

(省内の体制整備、職員の派遣等)

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長：施設企画課長)を設置。(6月29日)
- ・平成30年西日本の大雨と台風第7号に関する関係省庁災害警戒会議に防災推進室担当官が出席。(7月2日、4日)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長：大臣官房長)を設置。(7月7日)
- ・平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議に大臣官房長が出席。(7月8日、9日)
- ・関係省庁局長会議に文教施設企画部長が出席。(7月8日、9日)
- ・政府調査団に文部科学省職員1名を派遣。(岡山県、広島県：7月9日)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長：大臣官房長)を文部科学省非常災害対策本部(本部長：事務次官)に格上げ。(7月9日)
- ・文部科学省非常災害対策本部会議(第1回)を開催。(7月9日)
- ・平成30年豪雨被災者生活支援チーム会議(第1回)にサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官が出席。(7月10日)
- ・文部科学省豪雨災害被災者生活支援対策チームを立ち上げ、支援対策チーム会議を開催。(7月11日)
- ・被災地の被害状況や課題等の情報を収集するため、文部科学省職員1名を派遣。(岡山県：7月12日、広島県：13日)

- ・文化財の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官を派遣。(愛媛県：7月12日、香川県：7月18日、大阪府：8月下旬(予定))
- ・被災地域の被害状況や課題等の情報を収集し、必要な支援の検討に資するため、文部科学省職員9名を派遣。(岡山県3名：7月18日～20日、広島県3名：7月18日～19日、愛媛県3名：7月18日～19日)
- ・林大臣が岡山県を訪問し、被害を受けた学校の視察や被災自治体との意見交換を実施。(7月23日)
- ・子供の居場所づくりに関するニーズ等を把握するため、文部科学省職員4名を派遣。(岡山県：7月26日)

(児童生徒等の安全確保、災害復旧等)

- ・各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(6月29日、7月2日、3日、4日、5日、6日、7日)。
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、事前着工の着手等について、各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出。(6月29日)
- ・大雨特別警報が発表された11府県に対して、学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の中間報告を求めないこととする事務連絡を発出。(7月9日)
- ・避難所となっている学校施設等の環境改善(簡易洋式トイレ、空調の設置等)について、災害救助法に基づく救助として国庫負担の対象となることから、防災部局との緊密な連携を取るよう、関係府県教育委員会充てに事務連絡を発出。(7月12日)
- ・公立学校施設の災害復旧に係る事務手続きに関する現地説明会を開催。(愛媛県：7月18日、岡山県：7月19日、25日、広島県：7月20日、福岡県：7月24日)

(被災した児童生徒等への支援・配慮等)

- ・①被災した児童生徒等の学校への受入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学料等や就学援助、就学支援金、奨学金等の弾力的な取扱・措置、④修了認定や補充のための授業等への配慮、⑤心のケアの実施、スクールカウンセラーの派遣等について取組を促す通知を、各都道府県教育委員会等宛てに発出。(7月9日)
- ・被災した学生への配慮等(①修学困難な学生に対する経済的支援、②外国人留学生に対する配慮、③学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮)について取組を促す通知を、各国公私立大学長、各国公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長、並びに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を経由して各専修学校及び各種学校宛てに発出。(7月10日)
- ・被災した受験生等の進学機会の確保について取組を促す事務連絡を各国公私立大学宛てに発出。(7月17日)
- ・平成30年度第1回高等学校卒業程度認定試験について、平成30年7月豪雨の影響によりやむを得ず受験できなかった受験者に対して、再試験の実施を決定。(7月18日)

[児童生徒の学習支援・心のケア関連]

- ・被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び関連情報の提供について、協力を求める旨、各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出。(7月18日)
- ・夏季休業期間中の被災した児童生徒への心のケアに関する留意事項等について、各都道府県教育委員会等宛てに事務連絡を発出。(7月20日)

[教科書の取扱い関連]

- ・災害により滅失・毀損した教科書の給与を速やかに行えるよう教科書供給協会及び教科書協会に依頼。(7月9日)
- ・教科書(小学校外国語教育・中学校道徳教育における教材も含む)に関する事務の取扱いについて各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出。(7月12日)

- ・平成30年7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されたことによる平成31年度に使用する教科用図書の採択等の取扱いについて事務連絡を発出。(7月17日)

[就学援助・就学支援関連]

- ・幼稚園就園奨励費に係る事務の取扱いについて、平成30年7月豪雨により被災した世帯についても、従来の扱いと同様、年度途中の家計急変に伴い弾力的な運用を行った場合に幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助の対象とする旨をメールにて周知。(7月9日)
- ・被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等について取組を促す通知を各都道府県知事等宛てに発出。(7月10日)
- ・就学援助に係る事務の取扱いについて、平成30年7月豪雨により被災した児童生徒への配慮を行うよう各都道府県宛に事務連絡を発出。(7月11日)
- ・修学支援に係る事務の取扱いについて、平成30年7月豪雨により被災した高校生等への配慮を行うよう各都道府県等宛てに事務連絡を発出。(7月11日)
- ・特別支援教育就学奨励費に係る事務の取扱いについて、平成30年7月豪雨により被災した幼児児童生徒への配慮を行うよう各都道府県等宛に事務連絡を発出。(7月11日)

[学校再開関連]

- ・学校再開に向けた学校等の安全や適切な衛生状態の確保等の留意点について、各都道府県教育委員会等宛に事務連絡を発出。(7月13日)

[その他]

- ・公立学校共済組合に対し、宿泊施設における被災者の受入れについて、初等中等教育局財務課長名で依頼通知を発出。(7月9日)
- ・岡山県、広島県及び愛媛県の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し相談支援を行うことについて、各都道府県教育委員会等宛に事務連絡を発出。(7月13日)
- ・ボランティア活動を希望する学生・生徒に対して、①就学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各都道府県教育委員会等宛に発出。(7月17日)
- ・熱中症事故防止について適切な対応を取ることについて、各都道府県教育委員会等宛に事務連絡を発出。(7月18日)
- ・平成30年7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されたことによる宗教法人事務の取扱について、各都道府県宛に通知を発出。(7月19日)
- ・私立学校法における期限の定めのある規定の取扱いについての通知を文部科学大臣所轄各学校法人理事長及び各都道府県知事宛てに発出。(7月20日)
- ・平成30年7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されたことによる文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱について、各都道府県教育委員会等宛に通知を発出。(7月20日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・「平成30年台風第7号と類似した経路の過去の台風」をウェブサイトで公開。(6月29日)
- ・災害関連情報を集約したクライシスレスポンスサイトを開設。(7月5日～)
—「浸水・土砂災害危険度」を公開。(7月5日)
- ・「平成30年台風第8号と類似した経路の過去の台風」をウェブサイトで公開。(7月6日)
- ・「2018年7月6日から7日に西日本に災害をもたらした雨雲の特徴」をウェブサイトで公開。(7月7日)
- ・「平成30年7月豪雨における積算雨量の特徴について(西日本)」をウェブサイトで公開(7月19日)
- ・「り災証明書を取得するための被害写真の撮り方くかんたん3つのステップ」をウェブサイトで公開。(7月24日)

- ・「高梁川水系小田川流域の大雨・洪水・浸水の状況」をウェブサイトで公開。(7月24日)
- ・「平成30年台風第12号と類似した経路の過去の台風」をウェブサイトで公開。(7月25日)
- ・災害対策チームを設置。(7月7日)
- ・政府・自治体対応に関する支援等のために現地に職員を派遣。
 - ・広島県庁 累計21名 派遣予定1名(7月7日～)(ISUT(災害時情報集約支援チーム)として)
 - ・岡山県庁 累計11名 派遣予定1名(7月8日～)
 - ・愛媛県庁 累計14名 派遣予定4名(7月10日～)
- ・被害状況調査 累計5名(7月7日～7月19日)(大分県庁、熊本市、長崎県庁、佐賀県庁、福岡県庁、倉敷市)
- ・UAV空撮による被害状況調査 累計1名(7月9日～7月11日)(広島市消防局)
- ・土砂災害調査 累計3名(7月11日～29日)
(予定:京都府、兵庫県、香川県、高知県、愛媛県、福岡県、大分県、山口県、広島県、岡山県)

<国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)>

- ・国土交通省及び関係自治体からの緊急観測要求を受け、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)による緊急観測を計7回実施。(7月5日～)

<独立行政法人 日本学生支援機構>

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用の申請受付、減額返還・返還期限猶予の願出受付、JASSO支援金の申請受付を開始。(7月9日)

<担当> 文教施設企画部施設企画課防災推進室